日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2022.7.20
No.22-012

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

内外の団結強化で解雇争議の解決へ

取り組み紹介

乗員組合：乗員速報より

JFU jal flight crew union 日本航空乗員組合　2022.7.13 69-300　**乗員速報**
TEL 03-6423-2461　FAX 03-5757-0279　MAIL: jfu64@e-jfu.com　www.e-jfu.com

小枝人財本部長

- 今回の施策について、組合要求や被解雇者の要求と乖離があることも理解しているが、会社としても大きな決断をした。
- 一人でも多くの被解雇者が今回の施策に応募し、JAL に力を貸してほしいと思う。

飯塚部長

社長から被解雇者に対して
解決協定締結時、メッセージを発信。

第 27 回整理解雇問題特別協議報告（7 月 13 日）

乗員速報 69-300 参照

整理解雇問題に関する大会附議事項

① 整理解雇問題解決に関する協定書及び覚書締結について
② 被解雇者の再雇用施策に関する特別要求にかかる争議権の解除について
③ 被解雇者組合員の今後の組合員資格について

2022 年 7 月 22 日臨時組合大会附議事項

大会附議事項①

乗員組合執行委員会は、6 月 23 日以降の会社回答によって、「整理解雇問題解決に関する協定書」及び「覚書」に合意し、整理解雇問題の終結とすること。

大会附議事項②

現在有効な整理解雇問題にかかわる争議権の解除が必要と判断しています。

具体的には、組合規約第 16 条（9）に基づき、

- 2020 年春闘における、「解雇・雇用に関する要求」
- 2022 年春闘における、「再雇用施策に関する特別要求」

の 2 つの要求について確立した争議権の解除を提案します。

なお、2020 年春闘以前に確立された整理解雇問題に関するすべての争議権は、上記 2 つの争議権を解除することにより解除されます。これは顧問弁護士の見解を確認済みです。

大会附議事項③

- この問題終結に伴い、被解雇者の立場の組合員の方々（整理解雇時機長組合員であって、大会承認で乗員組合員となった方も含む）について、2022 年 7 月 31 日付で日本航空の「退職」を乗員組合として確認すること。
- 再雇用施策により日本航空株式会社にて雇用されている者は、規約第 6 条(2)を適用し、2022 年 8 月 1 日以降組合員資格を付与する。

以上の 3 件を整理解雇問題に関して、

7 月 22 日臨時組合大会に議題として提案します。

被解雇者組合員の今後の組合員資格について

大会附議事項

2022年7月8日 執行委員会

これまで乗員組合は、2010年に強行された整理解雇を認めていなかったため、被解雇者組合員は「退職していない」ものとして組合員資格を継続してきました。

「整理解雇問題解決に関する協定書」を締結すると、解雇問題の完全終結を確認するため、被解雇者組合員の「退職を認める」ということになり、規約上「組合員としての地位を喪失」します。

執行委員会としては、業務受託者に対するサポートを継続する方法について議論をし、「業務受託組合員」（乗員速報69-291）の創設を検討してきました。しかし職場討議を通じて、組合員の方々からの様々な声を受け、慎重に議論した結果、業務受託組合員の創設は見送り、以下の通り整理することとしました。

乗員速報69−295・296参照